

# 学校図書館の現状について

平成27年8月26日  
文部科学省  
初等中等教育局  
児童生徒課

# 目次

• 学校図書館の法的位置付について	・・・3	• 学校図書館司書教諭講習科目に相当する授業科目の開設等に係る状況について	・・・24
• 学校図書館に係る制度及び財政措置の経緯について	・・・4	• 学校司書が採用時点で有していた資格について(公立)	・・・25
• 学校図書館の役割について	・・・5	• 地方自治体における学校司書の採用条件について(公立)	・・・26
• 学習指導要領における学校図書館に係る記述①, ②	・・・6、7	• 各資格の義務付の状況について	・・・27
• 学校図書館全体計画策定の状況について(公立)	・・・8	• 学校司書の資質向上のための取組について(公立)	・・・28
• 全校一斉の読書活動の実施状況について(公立)	・・・9	• 学校司書に対する指導助言の体制について	・・・29
• 学校図書館図書標準について(平成5年)	・・・10、11	• 学校図書館(公立)におけるボランティアの活用状況について	・・・30
• 学校図書館基準について(昭和34年)	・・・12、13	• 学校図書館の施設整備面に関する基準について	・・・31 ～36
• 学校図書館図書標準の達成状況の推移(達成している公立学校の割合)	・・・14	• 学校図書館活用のための一例	・・・37
• アメリカの学校図書館における電子書籍の利用動向について①, ②	・・・15、16	• 学校図書館(公立)における民間のノウハウの活用状況について	・・・38
• 学校図書館(公立)における新聞配備率の推移	・・・17	• 公立図書館における民間のノウハウの活用状況について	・・・39
• 司書教諭と学校司書について	・・・18	• 学校図書館(公立)と公共図書館の連携状況について	・・・40
• これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告のポイント)	・・・19	• 読書に関する国のKPIについて	・・・41
• 学校図書館法の一部を改正する法律について	・・・20	• 図書館の設置及び運営上の望ましい基準①～⑥	・・・42 ～47
• 司書教諭講習修了証書の交付数の推移について	・・・21		
• 司書教諭の講習科目のねらいと内容①、②	・・・22、23		

## 学校図書館の法的位置付について

### ○学校図書館法(昭和28年8月8日法律第185号)

(定義)

第二条 (略)・・・図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備  
(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

### ○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第一条 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

# 学校図書館に係る制度及び財政措置の経緯について

## 制度(いずれも議員立法)

### 昭和28年 学校図書館法制定

- ・学校図書館の設置義務
- ・司書教諭の配置義務(猶予規定も合わせて規定)
- ・司書教諭講習を規定

### 平成9年 学校図書館法改正

- ・司書教諭配置の猶予規定の一部撤廃  
(司書教諭の配置についての猶予期間を、11学級以下の学校を除き平成15年3月31日までとした。)

### 平成13年 子どもの読書活動の推進に関する法律制定

- ・国における「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定  
(学校図書館を含む国の基本的施策を位置付け。)

(平成15年4月 12学級以上の学校に司書教諭必置)

### 平成17年 文字・活字文化振興法制定

- ・学校教育における言語力の涵養の重要性を規定
- ・国及び地方公共団体は、(中略)司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする規定

### 平成26年 改正学校図書館法

## 財政措置

### 平成5年 学校図書館図書標準設定

(公立の義務教育諸学校における学校図書館の図書の整備を図る際の量的目標)

### 学校図書館図書整備5か年計画

(平成9年度までの5年間で約500億円の地方財政措置。以降ほぼ5年ごとに更新。)

平成10年～23年 (略)

### 平成24年 学校図書館図書整備5か年計画

(平成28年度までの5年間で約1,000億円(図書)、約75億円(新聞)の地方財政措置【新規】)

### 平成24年～ 学校図書館担当職員の配置のための 地方財政措置

(約150億円/年度【新規】)

# 学校図書館の役割について

学校図書館は、図書館資料を児童生徒や教員の利用に供すること等により、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的とするものであり、以下の3つの役割を担うもの。

- ①読書センター 読書活動の拠点となること
- ②学習センター 授業に役立つ資料を備え学習支援を行うこと
- ③情報センター 情報活用能力を育むこと



↓ 学校図書館が充実し、その役割を果たすことで…

① **読書好きの子供を増やし**、確かな学力、豊かな人間性を育む

② **授業で蔵書・新聞等を利活用**し、思考力・判断力・表現力等を育む

③ 探究的な学習活動等を行い、子供の**情報活用能力**を育む

④ 豊富な授業に役立つ資料を通じ、**教員の指導力**も向上する

⑤ 悩みを抱える子供の「**心の居場所**」となる

ことなどが期待。

学校図書館の充実には蔵書・人材の双方の充実が必要

図書や新聞等の蔵書の  
整備



司書教諭・学校司書等の  
人材の配置



学校図書館  
の充実

# 学習指導要領における学校図書館に係る記述①

## ○改訂のポイント

読書の指導については、目的に応じて本や文章などを選んで読んだり、それらを活用して自分の考えを記述したりすることを重視して改善を図っている。また、日常的に読書に親しむために、学校図書館を計画的に利用し必要な本や文章などを選ぶことができるように指導することも重視している。

(小・中学校学習指導要領解説国語編「第1章 総説 3 国語科改訂の要点 (6) 読書活動の充実」より抜粋。)

## ○学習指導要領における記述 (総則)

### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(10)学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

(「小学校学習指導要領「第1章 総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」より抜粋。中学校及び高等学校も同様。)

## ○学習指導要領における主な記述 (国語)

	「読むこと」の指導事項	「読むこと」の言語活動例
小学校	<ul style="list-style-type: none"><li>・楽しんだり知識を得たりするために、本や文章を選んで読むこと。</li><li>・目的に応じて、複数の本や文章を選んで比べて読むこと。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・本や文章を楽しんだり、想像を広げたりしながら読むこと。</li><li>・紹介したい本を取り上げて説明すること。</li><li>・本を読んで推薦の文章を書くこと。</li></ul>
中学校	<ul style="list-style-type: none"><li>・多様な方法で選んだ本や文章などから適切な情報を得て、自分の考えをまとめること。</li><li>・目的に応じて本や文章などを読み、知識を広げたり、自分の考えを深めたりすること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・課題に沿って本を読み、必要に応じて引用して紹介すること。</li><li>・新聞やインターネット、学校図書館等の施設などを活用して得た情報を比較すること。</li><li>・自分の読書生活を振り返り、本の選び方や読み方について考えること。</li></ul>
高等学校 (国語総合)	<ul style="list-style-type: none"><li>・幅広く本や文章を読み、情報を得て用いたり、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしたりすること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・現代の社会生活で必要とされている実用的な文章を読んで内容を理解し、自分の考えをもって話し合うこと。</li><li>・様々な文章を読み比べ、内容や表現の仕方について、感想を述べたり批評する文章を書いたりすること。</li></ul>

# 学習指導要領における学校図書館に係る記述②

## ○学習指導要領における記述（国語）

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に示す事項については、相互に密接に関連付けて指導するようにするとともに、それぞれの能力が偏りなく養われるようにすること。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また、児童が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

(5) 第2の各学年の内容の「C読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他の教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。学校図書館の利用に際しては、本の題名や種類などに注目したり、索引を利用して検索をしたりするなどにより、必要な本や資料を選ぶことができるように指導すること。なお、児童の読む図書については、人間形成のため幅広く、偏りがないように配慮して選定すること。

（「小学校学習指導要領「第2章 各教科 第1節 国語第3 指導計画の作成と内容の取扱い」より抜粋。中学校及び高等学校も同様。）

## ○学習指導要領における記述（総合的な学習の時間）

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

（「小学校学習指導要領「第5章 総合的な学習の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」より抜粋。中学校及び高等学校も同様。）

## ○学習指導要領における記述（特別活動）

### 第2 各活動・学校行事の目標及び内容〔学級活動〕

#### 2 内容〔共通事項〕

(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全

#### オ 学校図書館の利用

（「小学校学習指導要領「第6章 特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容」より抜粋。中学校及び高等学校も同様。）

## 学校図書館全体計画策定の状況について(公立)

	平成26年	平成24年
小学校	85.6% (17,235校/20,143校)	79.0% (16,342校/20,693校)
中学校	72.9% (6,967校/9,555校)	67.7% (6,576校/9,720校)
高等学校	62.3% (2,219校/3,562校)	65.9% (2,372校/3,602校)

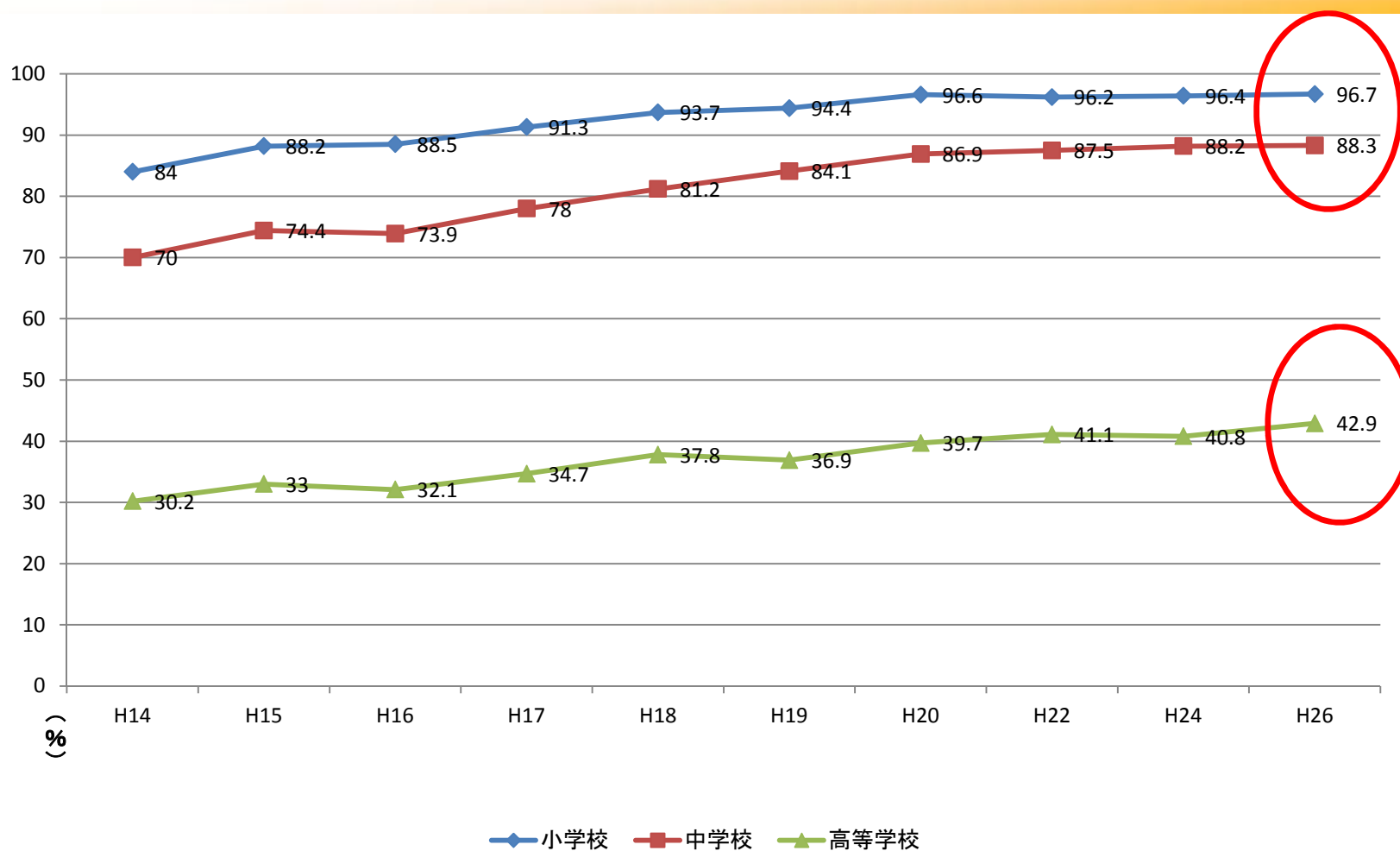
※学校図書館全体計画を策定している学校数の割合

「学校図書館の現状に関する調査」より

(数値は各年5月1日現在)



# 全校一斉の読書活動の実施状況について(公立)



※平成20年度以降の調査は隔年実施

「学校図書館の現状に関する調査」より  
(数値は各年5月1日現在)

## 学校図書館図書標準について(平成5年)

- 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成5年3月に定めたもの(文部省初等中等教育局長通知)。
- 特別支援学校については平成19年4月に改正。

### ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3~6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

### イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1~2	4,800
3~6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

# 学校図書館図書標準について(平成5年)

## ウ 特別支援学校 (小学部)

学級数	蔵書冊数	
	①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1	2,400	2,400
2	2,600	2,520
3～6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

## エ 特別支援学校 (中学部)

学級数	蔵書冊数	
	①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1～2	4,800	4,800
3～6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

※ ウ及びエに関し、視覚障害を含めた複数の障害種別に対応した教育を行う特別支援学校の蔵書冊数については、当該特別支援学校の全学級数をそれぞれの学級数とみなして①又は②の表を適用して得た蔵書冊数を、視覚障害者に対する教育を行う学級の数及び視覚障害以外の障害のある児童生徒に対する教育を行う学級の数により加重平均した蔵書冊数とする（端数があるときは四捨五入）。



# 学校図書館基準について(昭和34年)

- ① 書籍・図書刊、いすのはか、受付書・取替機・作書機・録音機・楽譜機、展示装置・射影機など、陳列ケース・カードケース・ファイリングシステム・複写機・複写用紙・複写用紙ケースなどを備へ、
- ② 複写機、印刷機、複写機、手帳などの設備とする。
- ③ 学級の個別と近接した設備の備へは、別表Ⅱ「学校図書館の図書・設備に関する基準」によるものとする。

- ④ 図書は必要で完備されなければならない。
- ⑤ 図書はいかににかかわらず、別表Ⅱとする。
- ⑥ 図書は児童・生徒一人あたり年間  
小学校は 二五〇冊以上  
中学校は 三三〇冊以上  
高等学校は 四四〇冊以上とする。
- ⑦ 大だし人件費・特別経費・租税減免費はこれに含まない。
- ⑧ 以上各項目は次の割合で配分する。

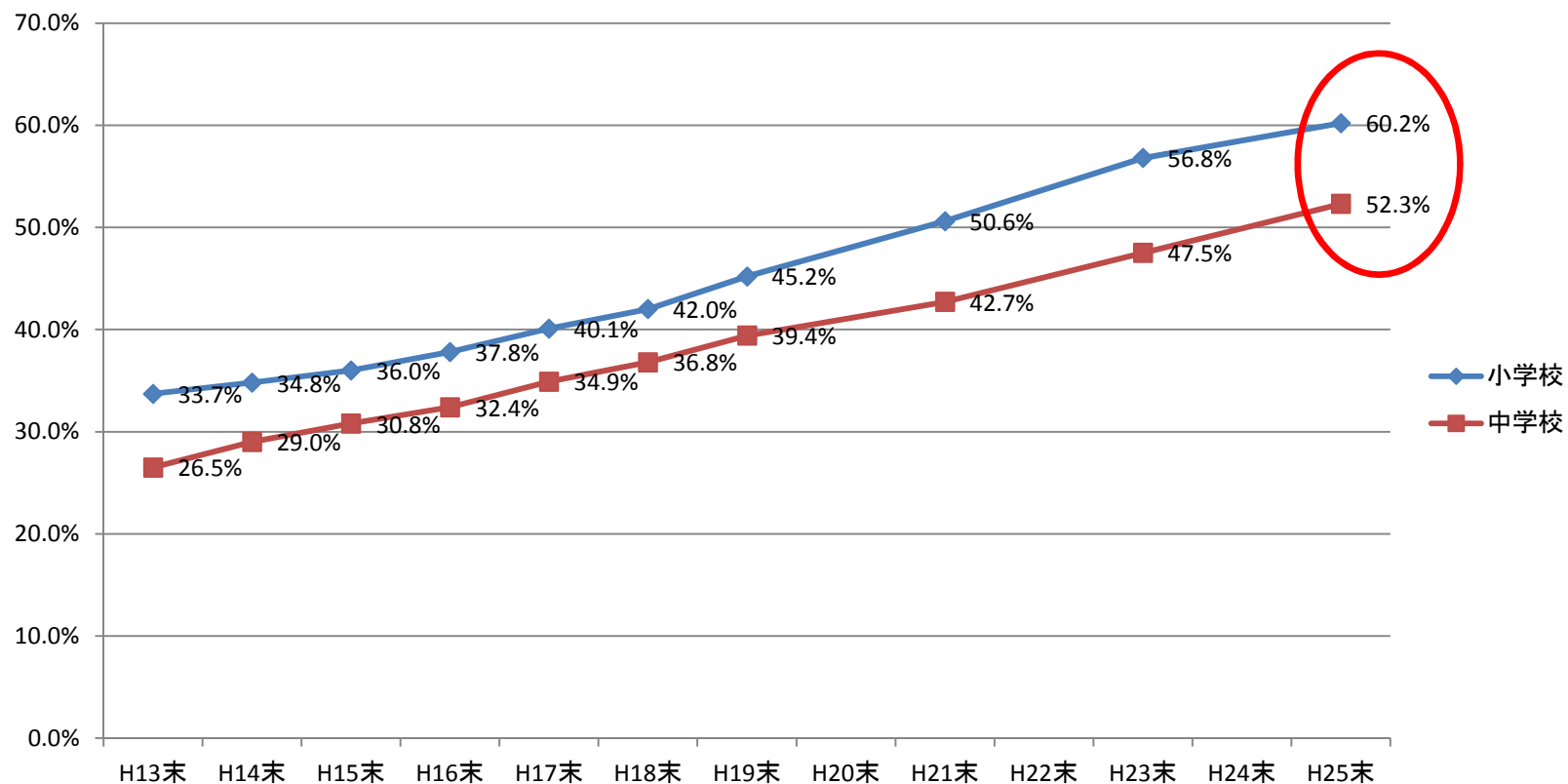
図書	五五
複写機	一八
印刷機	一五
録音機	五
射影機	五
計	一〇〇%

- H 運営
  - 1 学校図書館の運営は、特に次の諸点に留意する。
  - ① 学校図書館が本館活動の中心的機関となり、またレクリエーションの場ともなるべき方針に努める。
  - ② 計画的・一体的をもって運営する。
  - ③ 学級の別、印刷機、地域の特性などに準じて運営する。
  - ④ 必要の職員を配して、学校図書館運営の円滑を期する。
  - ⑤ 児童・生徒の参加を奨励して、積極的に運営・奉仕に参画させる。
  - ⑥ 経営の方式は開明式とする。
  - ⑦ 館外貸出は積極的に行へ。
  - ⑧ 学級文庫・巻末・展示室などの設備および、その他の資料は、学校図書館運営の一環として管理する。
  - ⑨ 全館の設備・状況を踏まえて互に参考に努める。
  - ⑩ 学級図書や文庫のない場合は、学校図書館を地域の人々に公開して活用する。
  - ⑪ 他の学校図書館・公共図書館・公民館・博物館・各種文化施設などと連絡協力を図る。
  - ⑫ 全館の図書を各用い、具体的改善を図る。
- I 図書の利用
  - 1 図書および図書館の利用を高めるために、次のような取組について実施する。
  - ① 学校図書館の設置
  - ② 図書・図書の採集と選定

- ③ 図書館設備と図書衛生
- ④ 図書の採集と選定
- ⑤ 図書の採集
- ⑥ 分類と配列
- ⑦ 図書の目録
- ⑧ 図書・事典・索引等の利用
- ⑨ 児童・生徒の利用
- ⑩ 児童・生徒の利用
- ⑪ 児童・生徒の利用
- ⑫ インターネット・パソコンの利用
- ⑬ 児童・生徒の利用
- ⑭ 児童・生徒の利用
- ⑮ 児童・生徒の利用
- ⑯ 児童・生徒の利用
- ⑰ 児童・生徒の利用
- ⑱ 児童・生徒の利用
- ⑲ 児童・生徒の利用
- ⑳ 児童・生徒の利用

- 3 その他の標準は当該施設が中心となり、各機関が協力して行う。

# 学校図書館図書標準の達成状況の推移 (達成している公立学校の割合)



※平成19年度以降は隔年実施

「学校図書館の現状に関する調査」より  
(数値は各年5月1日現在)

## アメリカの学校図書館における電子書籍の利用動向について①

項目	具体的内容
電子書籍コレクションの規模	<ul style="list-style-type: none"><li>○電子書籍を生徒や教員に提供している図書室(Library Media Centers)は56%。平均タイトル数は136タイトルで増加傾向。2010年と比較すると4倍以上。</li><li>○2011年の別の調査の結果として、典型的な図書室での紙媒体資料の蔵書の中央値は12,000タイトル超。</li></ul>
電子書籍の予算	<ul style="list-style-type: none"><li>○2012年から2013年までの学年度で、平均1,114ドル(中央値は401ドル)が電子書籍に使用。</li><li>○資料費に電子書籍の費用が占める割合は前年度の調査から2倍近くに増加しており、2018年には3倍以上になると予想。</li></ul>
電子書籍の契約形態	<ul style="list-style-type: none"><li>○学校図書館の電子書籍の契約形態(各学校図書館における典型的なもの)については、60%が永続的なアクセス権を購入。また、特定期間内の購読契約(subscription)が21%等。</li></ul>

## アメリカの学校図書館における電子書籍の利用動向について②

項目	具体的内容
紙媒体と電子媒体	○紙媒体と電子書籍の両方で同じタイトルを購入するのは一般的ではなく、電子書籍と同じタイトルの紙媒体を常に購入するのは6%。
利用端末	○電子書籍の利用端末としては、学校のデスクトップコンピュータが76%、学校のノートパソコンが48%、インタラクティブホワイトボードが41%。 ○生徒の端末で利用できるのは57%(タブレット端末が39%、専用の電子書籍リーダーが30%、スマートフォンが23%) ○生徒に電子書籍端末の貸出を行っているのは26%。 内訳は、学校内でのみ使用できるのは17%、自宅に持ち帰ることができるのは9%。

※国立国会図書館HP カレントアウェアネス・ポータル上の、『学校図書館における電子書籍の利用動向(米国)』(国立国会図書館関西館図書館協力課 篠田麻美氏) を元に作成



## 学校図書館(公立)における新聞配備率の推移

		学校数 (A)	新聞配置学校		新聞配備紙	
			学校数 (B)	割合 (B/A)	新聞紙数 (C)	平均 (C/B)
小学校	平成22年	21,188	3,588	16.9%	4,697	1.3
	平成26年	20,143	7,387	36.7%	9,616	1.3
中学校	平成22年	9,837	1,423	14.5%	2,861	2.0
	平成26年	9,555	3,033	31.7%	5,175	1.7
高等学校	平成22年	3,681	3,313	90.0%	9,290	2.8
	平成26年	3,562	3,226	90.6%	8,925	2.8

「学校図書館の現状に関する調査」より  
(数値は各年5月1日現在)

# 司書教諭と学校司書について

	資格	業務内容	小学校	中学校	高等学校
司書教諭 (12学級以上の状況)	教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校図書館を活用した教育活動の企画</li> <li>・学校図書館活用の全体計画の作成</li> <li>・教育課程の編成に関する他教員への助言</li> </ul>	98.8% (99.6%)	96.7% (98.4%)	93.1% (95.9%)
学校司書	事務職員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常の運営・管理</li> <li>○教育活動の支援</li> </ul>	54.3% (47.8%)	53.0% (48.2%)	64.5% (67.7%)

## 【参考】

### ○学校図書館法

第5条 学校には、学校図書館の専門的な職務を掌らせるため、司書教諭をおかななければならない。

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。』

### ○学校図書館法附則

第2項 学校には、平成15年3月31日までの間（制令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

### ○学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令

学校図書館法附則第2項の制令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあっては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を300で除した数（1未満の端数を生じたときは1に切り上げる。））とを合計した数が11以下の学校とする。

「学校図書館の現状に関する調査」より（数値は平成26年5月1日現在、（）は前回調査時点（平成24年5月1日現在）。）

# これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告のポイント)

—学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議—

## 学校図書館の利活用の意義

- 確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要。
- 同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められる。
- これらの活動の充実のため、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の整備を進め、これを利活用していくことが重要。

## 学校図書館担当職員に求められる役割・職務

○ 学校図書館の意義を達成するため、学校図書館担当職員(いわゆる「学校司書」)は、学校教職員の一員として、司書教諭等と協力しながら、学校図書館の各機能の向上のために以下の役割を担っていくことが求められる。

### <読書センター機能>

- 学校図書館が読書活動の拠点となるような環境整備
- 学校における読書活動の推進や読む力の育成のための取組の実施等

### <学習センター機能>

- 司書教諭や教員との相談を通じた授業のねらいに沿った資料の整備
- 児童生徒に指導的に関わりながら行う各教科等における学習支援等

### <情報センター機能>

- 図書館資料を活用した児童生徒や教員の情報ニーズへの対応
- 情報活用能力の育成のための授業における支援等

○ これらの役割を踏まえ、学校図書館担当職員は、図書館資料の管理、館内閲覧・館外貸出などの児童生徒や教員に対する「間接的支援」や「直接的支援」に加え、各教科等の指導に関する支援など「教育指導への支援」に関する職務を担っていくことが求められる。

## 学校図書館担当職員に求められる資質能力及びその向上方策

○ 学校図書館担当職員がこうした役割・職務を担っていくためには、学校図書館の「運営・管理」と児童生徒に対する「教育」との両面にわたる知識・技能を習得することが求められる。

### <学校図書館の「運営・管理」に関する職務に携わるための知識・技能>

- 学校における学校図書館の意義に関すること
- 情報や資料の種類や性質に関すること
- 図書館資料の選択・組織化及びコレクション形成・管理に関すること等

### <児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識・技能>

- 児童生徒の発達に関すること
- 学校教育の意義や目標に関すること
- 学習指導要領に基づく各教科等における教育内容等に関すること等

○ これらの知識・技能の習得には、学校における日常的な取組のみならず、行政において学校図書館担当職員等を対象とした体系的な研修の実施や学校図書館担当職員を支援するための体制構築、役割・職務の周知等を進めていくことが必要不可欠。

学校の教職員をはじめとする学校関係者は、学校図書館担当職員がその資質能力を遺憾なく発揮できるような環境を整えることが求められる。校長は、校務をつかさどる者として、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮することが期待される。

# 学校図書館法の一部を改正する法律について

## 趣旨

学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとするとし、学校司書の資質向上のための研修の実施等を講ずるよう努めるものとする。

## 法律の内容

- ・ 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)を置くよう努めなければならない(第6条第1項関係)。
- ・ 国及び地方公共団体は、学校司書の資質向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない(第6条第2項関係)。
- ・ 国は、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする(附則関係)。

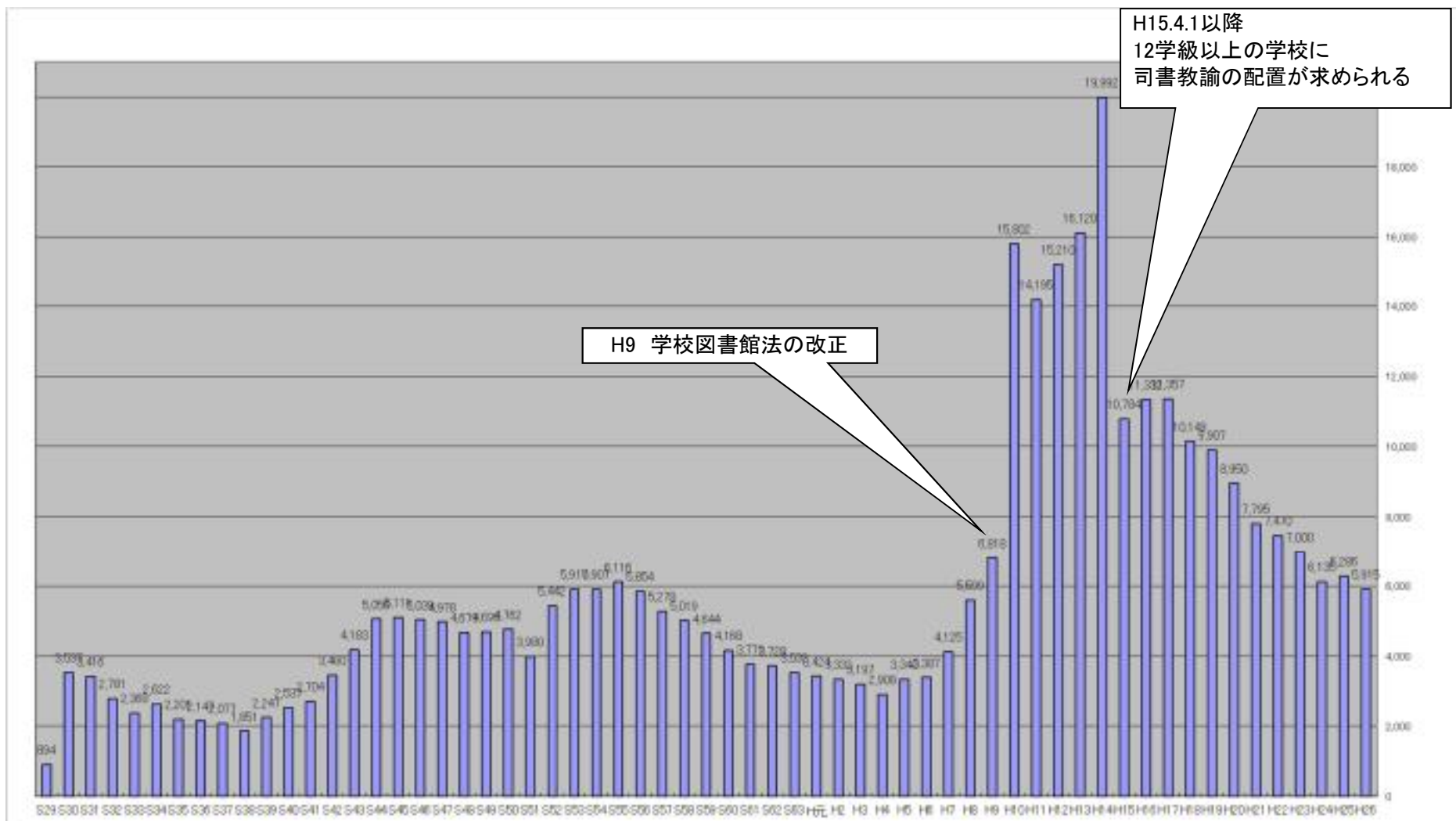
## これまでの経緯

- ・ 学校図書館法は昭和28年議員立法により成立。本格的な改正は、平成9年議員立法による改正のみ。
- ・ 第183回通常国会において、超党派の「子どもの未来を考える議員連盟」が①学校に学校司書を置くよう努めること、②国及び地方公共団体の学校司書の資質向上のための研修等の措置を講ずるよう努めるものとする内容を学校図書館法の改正を検討。
- ・ 第186回通常国会にあっては、4月25日に新たに「学校図書館議員連盟」が設立され各党の実務者による関係団体のヒアリングを含め協議を進め、5月30日の議連総会で今回の改正を内容とする骨子案を了承。
- ・ 6月10日、衆議院に自民・公明・民主・みんな・結い・生活・社民の7党共同で提出。その後衆議院・参議院ともに、全会一致で可決。

## 施行期日

平成27年4月1日

# 司書教諭講習修了証書の交付数の推移について



(参考)司書教諭となることができる者については、採用の際に加点することとしている例もある(佐賀県、茨城県等)。

# 司書教諭の講習科目のねらいと内容①

科目・単位数	ねらい	内容
学校経営と学校図書館(2単位)	学校図書館の教育的意義や経営など全般的事項についての理解を図る	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)学校図書館の理念と教育的意義</li> <li>2)学校図書館の発展と課題</li> <li>3)教育行政と学校図書館</li> <li>4)学校図書館の経営(人、施設、資料、予算、評価等)</li> <li>5)司書教諭の役割と校内の協力体制、研修</li> <li>6)学校図書館メディアの選択と管理、提供</li> <li>7)学校図書館活動</li> <li>8)図書館の相互協力とネットワーク</li> </ol>
学校図書館メディアの構成(2単位)	学校図書館メディアの構成に関する理解及び実務能力の育成を図る	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)学校図書館メディアの種類と特性</li> <li>2)学校図書館メディアの選択と構成</li> <li>3)学校図書館メディアの組織化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・分類の意義と機能、日本十進分類法等の解説</li> <li>・件名標目表の解説</li> <li>・目録の意義と機能、日本目録規則の解説</li> <li>・目録の機械化</li> </ul> </li> <li>4)多様な学習環境と学校図書館メディアの配置</li> </ol>
学習指導と学校図書館(2単位)	学習指導における学校図書館メディア活用についての理解を図る	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)教育課程と学校図書館</li> <li>2)発達段階に応じた学校図書館メディアの選択</li> <li>3)児童生徒の学校図書館メディア活用能力の育成</li> <li>4)学習過程における学校図書館メディア活用の実際</li> <li>5)学習指導における学校図書館の活用</li> <li>6)情報サービス(レファレンスサービス等)</li> <li>7)教師への支援と働きかけ</li> </ol>

## 司書教諭の講習科目のねらいと内容②

科目・単位数	ねらい	内容
読書と豊かな人間性 (2単位)	児童生徒の発達段階に応じた読書教育の理念と方法の理解を図る	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)読書の意義と目的</li> <li>2)読書と心の教育(読書の習慣形成を含む)</li> <li>3)発達段階に応じた読書の指導と計画</li> <li>4)児童・生徒向け図書の種類と活用(漫画等の利用方法を含む)</li> <li>5)読書の指導方法(読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク等)</li> <li>6)家庭、地域、公共図書館等との連携</li> </ol>
情報メディアの活用 (2単位)	学校図書館における多様な情報メディアの特性と活用方法の理解を図る	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)高度情報社会と人間(情報メディアの発達と変化を含む)</li> <li>2)情報メディアの特性と選択</li> <li>3)視聴覚メディアの活用</li> <li>4)コンピュータの活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育用ソフトウェアの活用</li> <li>・データベースと情報検索</li> <li>・インターネットによる情報検索と発信</li> </ul> </li> <li>5)学校図書館メディアと著作権</li> </ol>

# 学校図書館司書教諭講習科目に相当する授業科目の開設等に係る状況について

- 学校図書館司書教諭講習科目に相当する授業科目の開設しているのは、平成26年度時点で全225大学。

学校図書館司書教諭講習科目に相当する授業科目の開設等に係る状況一覧(抄)

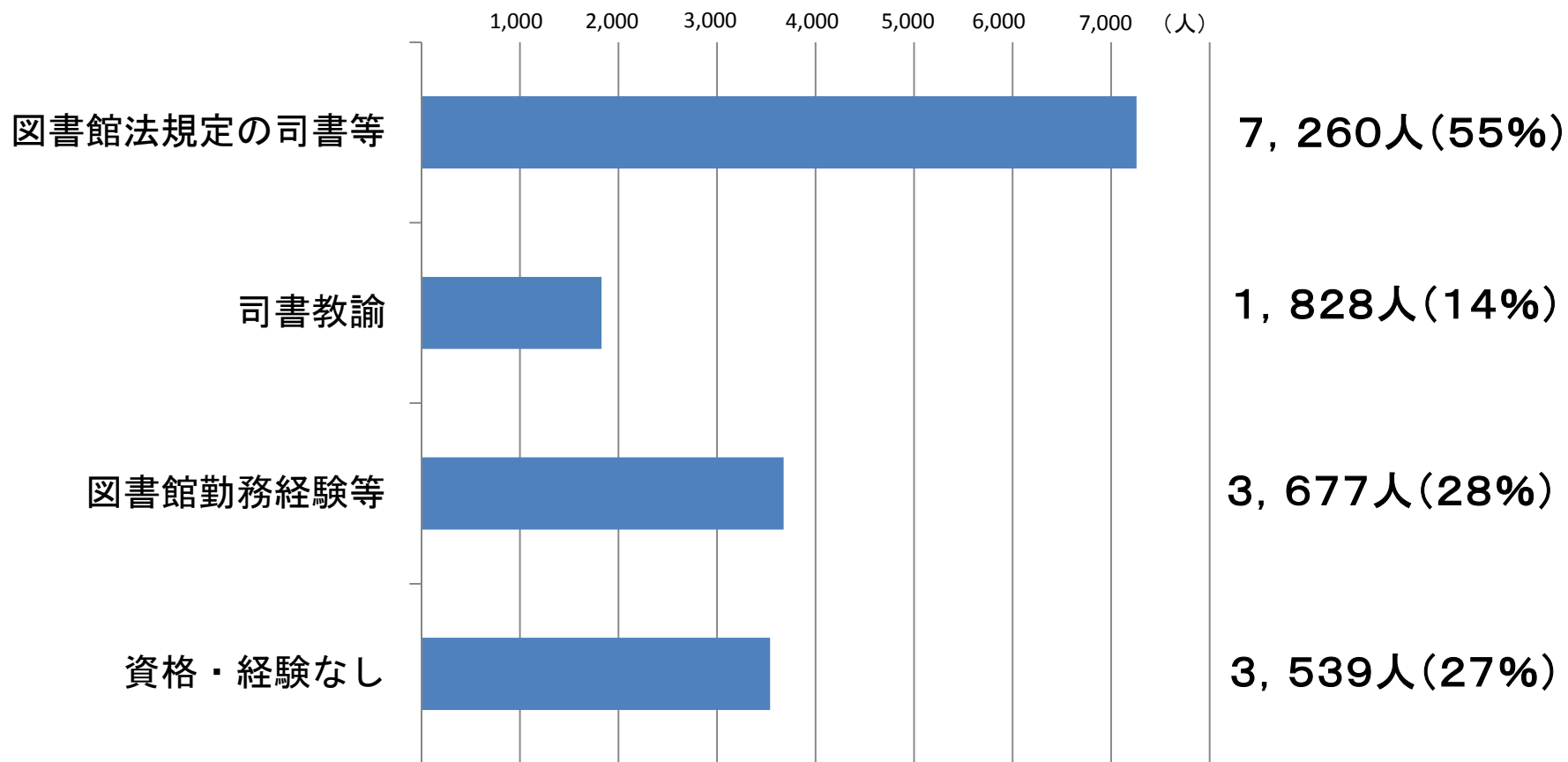
1. 大学名等			2. 平成26年度授業科目開講等に係る状況				
学校種	大学名	所在地 (都道府県名)	学校経営 と学校図 書館	学校図書 館メディア の構成	学習指導 と学校図 書館	読書と豊 かな人間 性	情報メデ ィアの活用
国立	北海道教育大学教育学部札幌校	北海道	○	○	○	○	○
国立	北海道教育大学教育学部函館校	北海道	○	○	○	○	○
国立	北海道教育大学教育学部旭川校	北海道	○	○	○	○	○
国立	北海道教育大学教育学部釧路校	北海道	○	○	○	○	○
国立	北海道教育大学教育学部岩見沢校	北海道	○	○	○	○	○
私立	苫小牧駒澤大学	北海道	○	—	○	—	○
私立	藤女子大学	北海道	○	○	○	○	○
私立	北海学園大学	北海道	○	○	○	○	○
私立	稚内北星学園大学	北海道	○	○	○	○	○
私立短期	國學院大學北海道短期大学部	北海道	○	○	○	○	○
私立	弘前学院大学	青森県	○	○	○	○	○
私立短期	青森中央短期大学	青森県	—	○	—	—	—

⋮

(省略)



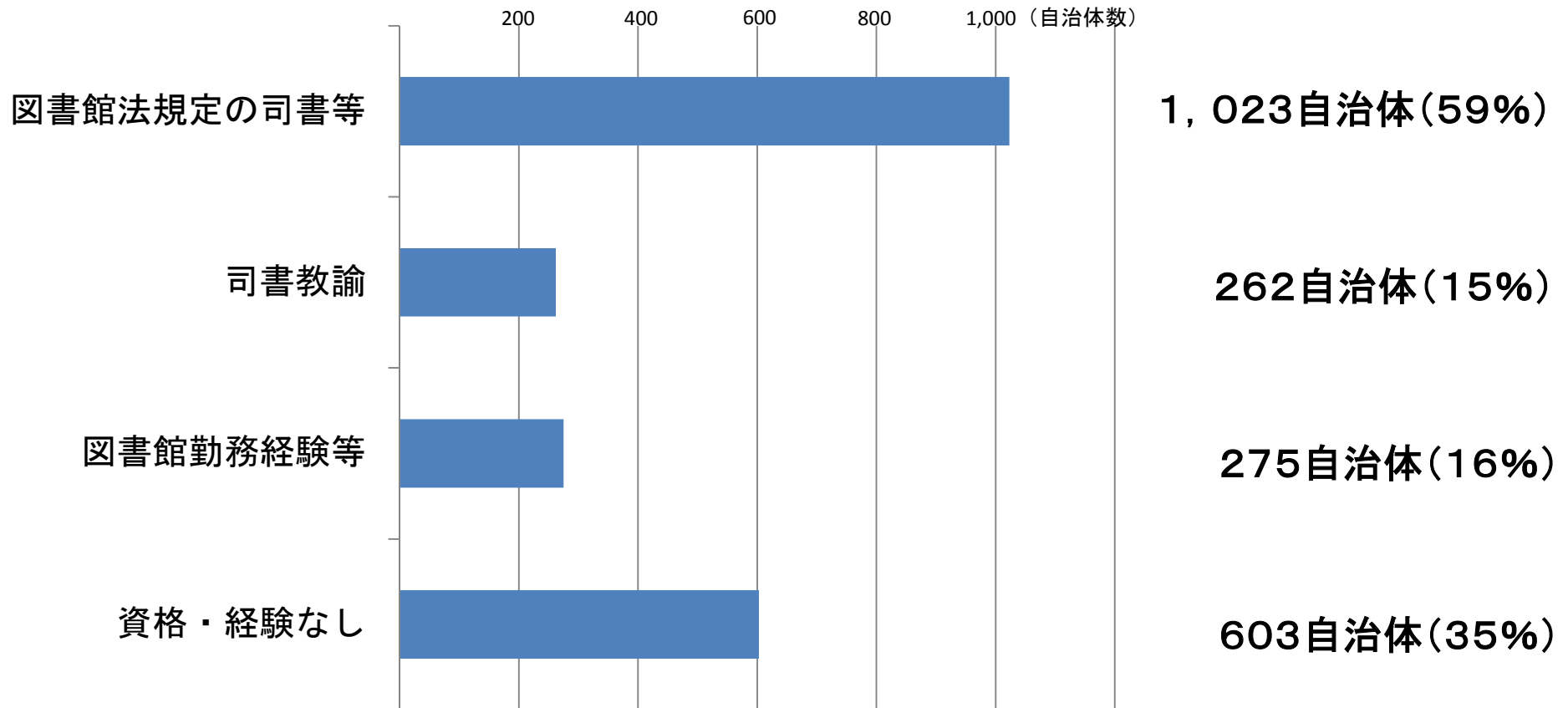
# 学校司書が採用時点で有していた資格について(公立)



※ 回答のあった学校司書(常勤・非常勤問わず)13,309人が対象  
※ 複数選択可能なため、合計人数は13,309人を上回る  
※ ()内は対象13,309人に対する割合

「学校図書館の現状に関する調査」より  
(数値は平成26年5月1日現在)

# 地方自治体における学校司書の採用条件について(公立)



※ 複数選択可能なため、合計数は全1,741自治体(平成26年度時点)を上回る  
※ ()内は全1,741自治体に対する割合

「学校図書館の現状に関する調査」より  
(数値は平成26年5月1日現在)

# 各資格の義務付の状況について

## ○ 『地方分権推進計画』（平成10年5月29日閣議決定）抄

### 第3 必置規制の見直しと国の地方出先機関の在り方

#### 1 必置規制の見直し

##### 1) 法律又はこれに基づく政令に拠る必置規制の見直し

###### ア 職員に関する必置規制

職員に関する必置規制を見直すに当たっては、その規制が必要とされる理由、規制の内容、実態などに応じ、職そのものの設置を義務付けるもの、一定の職務上の名称を義務付けるもの、職員が一定の資格を有することを義務付けるもの、専任であることを義務付けるもの、配置基準による配置を義務付けるものなど個々の規制の性格を明らかにし、それぞれの規制の必要性と妥当性を検討し、必要最小限の規制にとどめる。

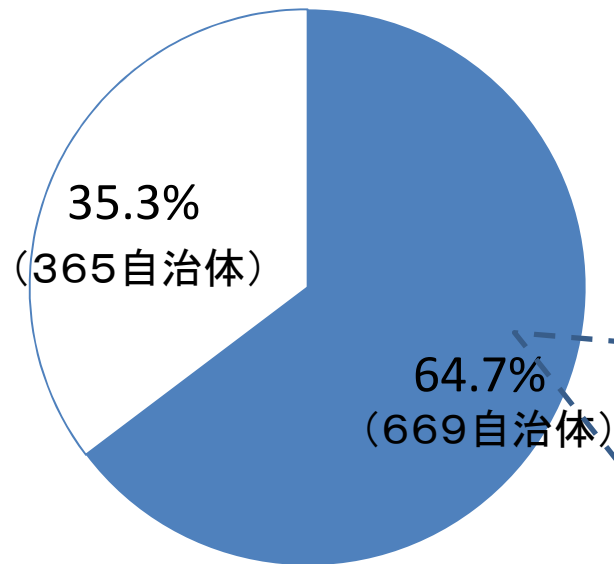
…(省略)…

(イ) 職務を適切に執行するためにどのような知識、能力、経験が必要とされるかは、本来、任命権者が、職務の内容、性格、専門性等に応じ、個々に判断すべき性質のものであり、資格に関する規制として法令により一定の資格を義務付けるのは、その職務について、民間共通の資格が必要とされる場合と、地方公共団体の職員のみに係る資格であっても、法律又は条例に根拠を有する試験による資格が必要とされる場合に限るものとする。

職員が、職務に関係する一定の学歴・経験年数を有することや一定の講習を受けることは望ましいことではあるが、このような基準は本来任命権者において判断されるべき職員の基本的能力や習熟度を示すものであることから、職に就くための資格として全国的に一律の義務付けを行うことは、国民の生命・健康・安全に関わる、法令で定める専門的な講習を除き、適当ではなく、これを存置する場合にはガイドラインとするものとする。

## ○ 公立図書館や大学図書館において、司書として勤務するために、法令上、図書館法に定める「司書」資格等が求められるものではない。

# 学校司書の資質向上のための取組について(公立)



資質向上を行っている場合の取組内容	自治体数
公共図書館司書や外部講師等を活用した研修を行っている	484
学校司書の資質向上に資する参考資料等の配布を行っている	323

※複数回答可のため、669自治体を上回る自治体数となる

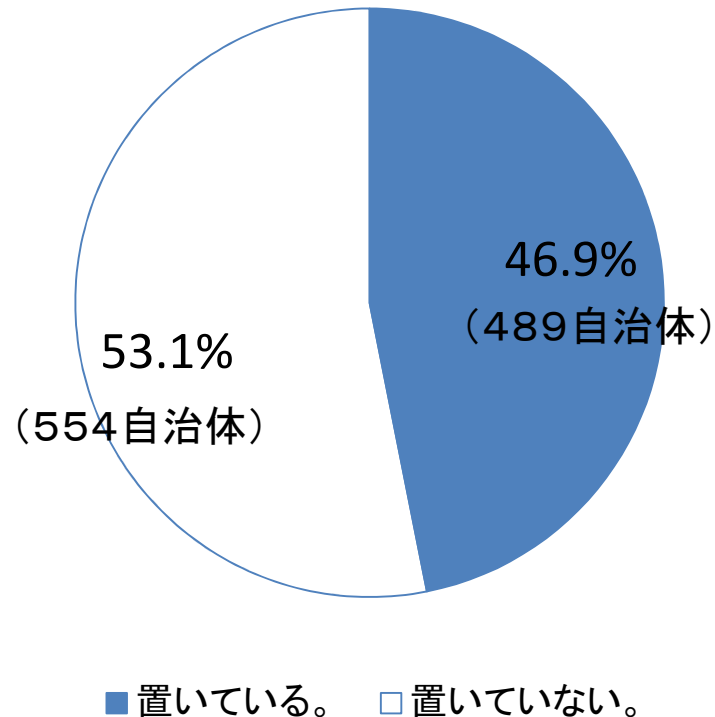
■ 行っている。 □ 行っていない。

※「学校図書館の現状に関する調査」(平成26年5月1日現在)

※問「貴教育委員会において、学校司書を配置している場合、学校司書の資質向上を図る取組を行っておりますか」に対して、①行っている、②行っていない、のいずれかで回答。

※回答のあった1,034自治体について集計。

# 学校司書に対する指導助言の体制について



※「学校図書館の現状に関する調査」(平成26年5月1日現在)

※問「貴教育委員会や教育センターにおいて、学校司書を配置している場合、学校司書に対し、指導助言を行うことができる学校図書館担当指導主事や担当スタッフを置いていますか」に対して、①置いている、②置いていない、のいずれかで回答。

※回答のあった1,043自治体について集計。

# 学校図書館(公立)におけるボランティアの活用状況について

	26年5月現在の学校数(A)	ボランティアを活用している学校数(B)	割合(B/A)	内訳(複数回答可)								
				配架や貸出・返却業務等、図書館サービスに係る支援(C)	割合(C/B)	学校図書館の書架見出し、飾りつけ、図書の修繕等支援(D)	割合(D/B)	読み聞かせ、ブックトーク等、読書活動の支援(E)	割合(E/B)	学校図書館の地域開放の支援(F)	割合(F/B)	
小学校	20,143	16,327	81.1%	2,916	17.9%	7,277	44.6%	15,349	94.0%	399	2.4%	
中学校	9,555	2,685	28.1%	934	34.8%	1,476	55.0%	1,382	51.5%	84	3.1%	
高等学校	3,562	105	2.9%	45	42.9%	23	21.9%	54	51.4%	3	2.9%	
特別支援学校	小学部	1,006	244	24.3%	13	5.3%	40	16.4%	221	90.6%	1	0.4%
	中学部	931	191	20.5%	13	6.8%	39	20.4%	154	80.6%	0	0.0%
	高等部	1,007	155	15.4%	12	7.7%	36	23.2%	122	78.7%	0	0.0%
中等教育学校	前期課程	30	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	後期課程	29	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

「学校図書館の現状に関する調査」より

(数値は平成26年5月1日現在)

# 学校図書館の施設整備面に関する基準について

## 小学校設置基準(抄)(平成14年3月29日文部科学省令第14号)

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 小学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

### 第3章 施設及び設備

#### (校舎に備えるべき施設)

第9条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 1 教室(普通教室、特別教室等とする。)
- 2 図書室、保健室
- 3 職員室

# 学校図書館の施設整備面に関する基準について

## 小学校施設整備指針(平成15年8月・抜粋)

### 第4章 各室計画

#### 第2 学習関係諸室

##### 12 図書室

- (1) 1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。
- (3) 司書教諭、図書委員等が図書その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保することが望ましい。
- (4) コンピュータ等の情報機器の導入に対応することができるよう面積・形状、家具等を計画することも有効である。
- (5) 資料の展示、掲示等のための設備を設けることのできる空間を確保することも有効である。
- (6) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

(関連記述)

### 第3章 平面計画

#### 第2 学習関係諸室

##### 3 多目的教室

- (4) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・メディアセンターとしての機能をもたせることも有効である。なお、このような空間を教科の特別教室のまとまりの中に計画することも有効である。

##### 6 共通学習空間

- (3) 図書、視聴覚教育メディア、コンピュータ等を共通学習空間に分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に留意して計画することが重要である。

##### 7 教材・教具の作成・収納空間

- (2) 児童の自主的な利用も考慮しつつ、教材等の作成の機能を備えた教材・教具の作成・収納空間を、図書室、視聴覚教室、多目的教室等と連携した空間として計画することも有効である。



# 学校図書館の施設整備面に関する基準について

中学校設置基準(抄)(平成14年3月29日文部科学省令第15号)

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 中学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

## 第3章 施設及び設備

(校舎に備えるべき施設)

第9条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 1 教室(普通教室、特別教室等とする。)
- 2 図書室、保健室
- 3 職員室

# 学校図書館の施設整備面に関する基準について

## 中学校施設整備指針(平成15年8月・抜粋)

### 第4章 各室計画

#### 第2 学習関係諸室

##### 13 図書室

- (1) 1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、生徒数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 生徒の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で生徒がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。
- (3) 司書教諭、図書委員等が図書その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保することが望ましい。
- (4) コンピュータ等の情報機器の導入に対応することができるよう面積・形状、家具等を計画することも有効である。
- (5) 資料の展示、掲示等のための設備を設けることのできる空間を確保することも有効である。
- (6) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

(関連記述)

### 第3章 平面計画

#### 第2 学習関係諸室

##### 3 多目的教室

- (4) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・メディアセンターとしての機能をもたせることも有効である。なお、このような空間を教科の特別教室のまとまりの中に計画することも有効である。

##### 6 共通学習空間

- (3) 図書、視聴覚教育メディア、コンピュータ等を共通学習空間に分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に留意して計画することが重要である。

##### 7 教材・教具の作成・収納空間

- (2) 児童の自主的な利用も考慮しつつ、教材等の作成の機能を備えた教材・教具の作成・収納空間を、図書室、視聴覚教室、多目的教室等と連携した空間として計画することも有効である。

# 学校図書館の施設整備面に関する基準について

## 高等学校設置基準(抄)(平成16年3月31日文部科学省令第20号)

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条の規定に基づき、高等学校設置基準(昭和二十三年文部省令第一号)の全部を改正する省令を次のように定める。

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 高等学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

### 第4章 施設及び設備

(校舎に備えるべき施設)

第15条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 1 教室(普通教室、特別教室等とする。)
- 2 図書室、保健室
- 3 職員室

# 学校図書館の施設整備面に関する基準について

## 高等学校施設整備指針(平成16年1月・抜粋)

### 第4章 各室計画

#### 第2 学習関係諸室

##### 13 図書室

- (1) 多様な利用に対応可能な閲覧机を配置し、かつ、生徒数等に応じ必要な規模の書架等を利用しやすく配列できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 生徒の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で生徒がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。
- (3) 司書や司書教諭、図書委員等が、図書室の運営、図書その他の資料の分類、整理その他の作業等を行うための空間を確保することが望ましい。
- (4) 図書その他の資料の検索及び管理、他の学校や地域の図書館等との緊密な連携等のための情報機器の導入に対応できるような面積、形状等を計画することも有効である。
- (5) 資料の展示、掲示等のための設備や視聴覚機器・情報機器を設置したブース等を設けることのできる空間を確保することも有効である。
- (6) 生徒の自習のための空間を、類似する他の空間等との役割分担や連携に配慮しつつ、閲覧室内あるいは隣接した位置等に確保することも有効である。
- (7) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。
- (8) 開放する場合は、開放時の図書室の管理・運営の方法等に応じ、出入口、受付部分等の位置、仕様などに留意して計画することが重要である。

(関連記述)

### 第3章 平面計画

#### 7 共通学習空間

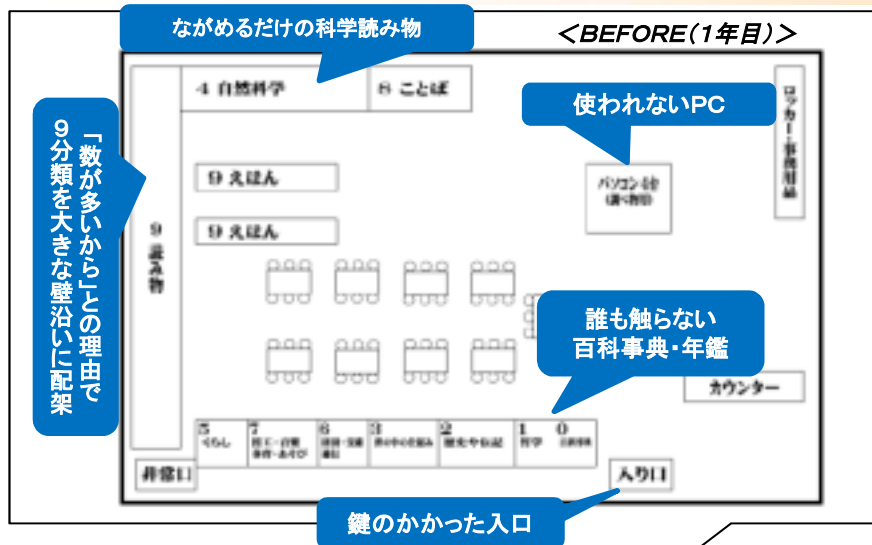
- (4) 図書、視聴覚教育メディア、コンピュータ等を他の学習空間に分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に留意して計画することが重要である。

#### 8 その他の学習関係諸室

##### (5)教材・教具空間

- ② 教材等の作成の機能も備え、図書室、視聴覚教室、学習センター等と連携した空間として計画することも有効である。

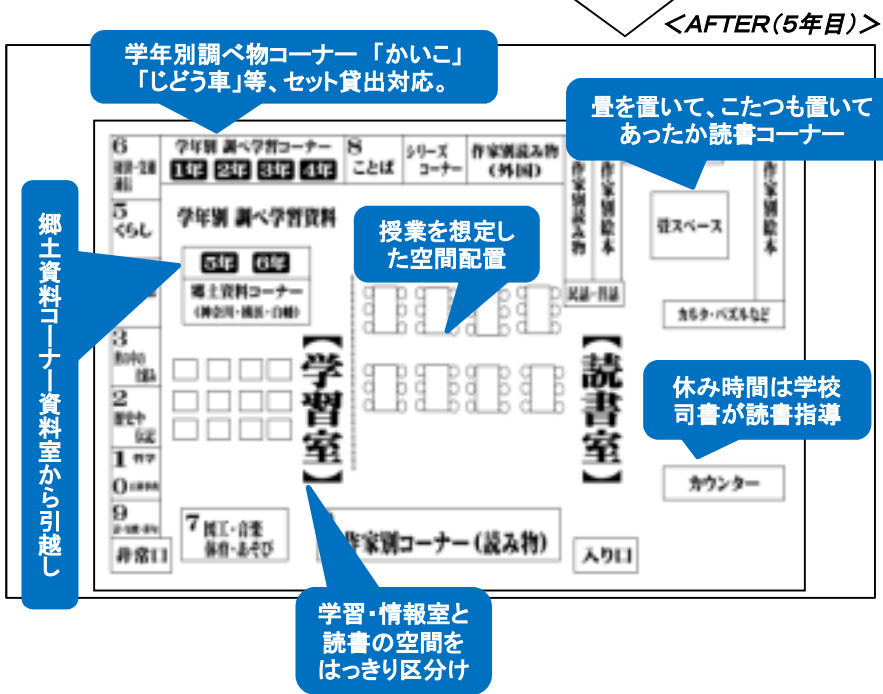
# 学校図書館活用のための一例



## ① 実態把握、学校としてのビジョンの整理

例えば、こんな現状に甘んじていませんか？

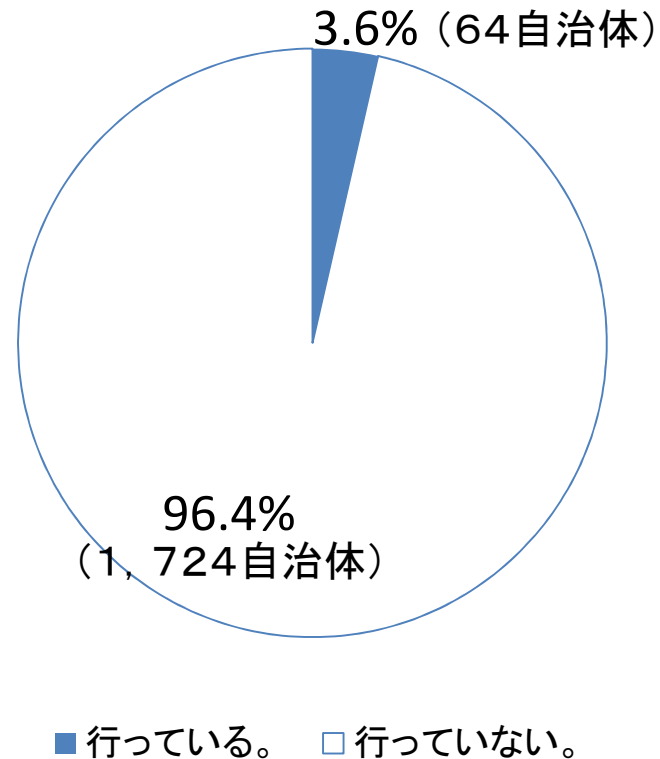
- 同じ子供しか借りにこない。
- 授業で学校図書館を使うことがほとんどない。
- 学校図書館の扉は基本的に鍵がかかっている。
- あるべき書架に本がない。そもそも欠損本の有無が分からない。
- 図書のデータベース化が進んでいない。
- 学校図書館が何となく暗い。



## ② ビジョンに沿った蔵書の整備、学校司書配置等による維持発展

- 授業を想定した空間配置への模様替え
- 数年かけてセット貸出しに対応するなど、授業に直結する蔵書を整備
- 郷土資料をあえて配置し、「物語を読む」だけではない図書館を主張
- 司書教諭が全学年で一月に一度は学校図書館を活用した授業を行うよう年間指導計画を作成。学校司書も授業に参加するように計画
- 学校司書(4年目から配置)は図書の保存整理・修繕、展示、飾り付け等、日常的な運営管理

## 学校図書館(公立)における民間のノウハウの活用状況について



※「学校図書館の現状に関する調査」(平成26年5月1日現在)

※問「貴教育委員会において、学校図書館の運営のため、委託を行っていますか」に対して、

①行っている、②行っていない、のいずれかで回答。

※回答のあった1,788自治体について集計。

# 公立図書館における民間のノウハウの活用状況について

## 【参考】公立の図書館の状況について

○公立の社会教育関係施設において、図書館3,249施設のうち、347施設(10.7%)が指定管理者制度を導入している。

区 分	計	(施設)								
		公民館 (類似施設含む)	図書館 (同種施設含む)	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性教育 施設	社会体育施設	文化会館	生涯学習 センター
公立の施設数 (社会体育施設は団体数)	53,804 (55,088)	15,392 (16,561)	3,249 (3,140)	724 (704)	3,522 (3,467)	1,020 (1,101)	277 (281)	27,469 (27,709)	1,742 (1,741)	409 (384)
うち指定管理者導入施設数	14,098 (12,897)	1,311 (1,351)	347 (203)	158 (134)	1,053 (965)	393 (369)	88 (78)	9,714 (8,855)	935 (874)	91 (68)
公立の施設数に占める割合	26.2% (23.4%)	8.6% (8.2%)	10.7% (6.5%)	21.8% (19.0%)	29.9% (27.8%)	38.5% (33.5%)	31.8% (27.8%)	35.4% (32.0%)	53.7% (50.2%)	22.2% (17.7%)
{ 地方公共団体 一般社団法人・一般財団法人 (特例民法法人を含む。) 会社 NPO その他	147 (122)	9 (-)	1 (-)	- (-)	24 (24)	9 (7)	- (-)	95 (86)	9 (5)	- (-)
	5,796 (5,972)	285 (263)	52 (51)	118 (110)	522 (526)	150 (169)	34 (34)	4,038 (4,200)	550 (581)	47 (38)
	3,865 (2,772)	92 (62)	223 (107)	31 (18)	211 (177)	87 (72)	7 (4)	2,953 (2,142)	244 (175)	17 (15)
	1,136 (801)	31 (24)	44 (29)	4 (3)	73 (48)	49 (38)	22 (17)	858 (602)	47 (37)	6 (3)
	3,154 (3,230)	900 (1,002)	27 (16)	5 (3)	223 (190)	98 (83)	25 (23)	1,770 (1,825)	85 (76)	21 (12)

(注) 1. 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に基づき管理者を指定している場合をいう。  
 2. ( )内は平成20年度調査の数値である。

「社会教育調査」より

(数値は平成23年10月1日現在)

# 学校図書館(公立)と公共図書館の連携状況について

	26年5月現在の学校数 (A)	公共図書館との連携を実施している学校数(B)	割合(B/A)	内訳(複数回答可)						
				公共図書館資料の学校への貸出(C)	割合(C/B)	公共図書館との定期的な連絡会の実施(D)	割合(D/B)	公共図書館司書等による学校への訪問(E)	割合(E/B)	
小学校	20,143	16,092	79.9%	15,229	94.6%	3,664	22.8%	4,009	24.9%	
中学校	9,555	5,005	52.4%	4,251	84.9%	1,640	32.8%	1,056	21.1%	
高等学校	3,562	1,700	47.7%	1,553	91.4%	288	16.9%	195	11.5%	
特別支援学校	小学部	1,006	303	30.1%	249	82.2%	34	11.2%	62	20.5%
	中学部	931	285	30.6%	232	81.4%	31	10.9%	58	20.4%
	高等部	1,007	283	28.1%	239	84.5%	27	9.5%	47	16.6%
中等教育学校	前期課程	30	18	60.0%	14	77.8%	3	16.7%	4	22.2%
	後期課程	29	16	55.2%	13	81.3%	3	18.8%	3	18.8%

「学校図書館の現状に関する調査」より

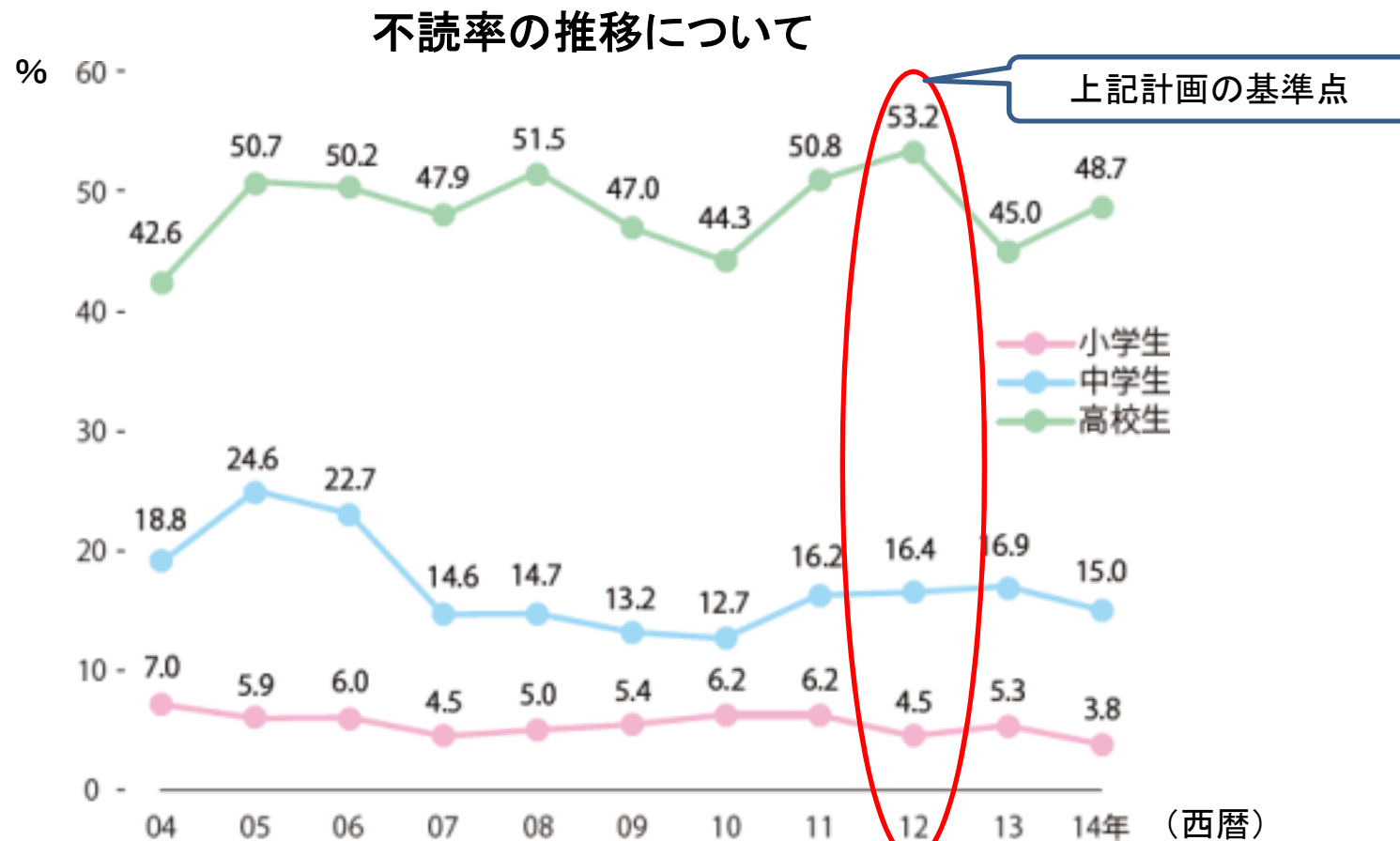
(数値は平成26年5月1日現在)



# 読書に関する国のKPIについて

『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』（平成25年5月17日閣議決定）抄

○ 子どもの読書活動の状況について、不読率は、平成24年6月現在、小学生は4.5%、中学生16.4%、高校生は53.2%となっているが、今後10年間で不読率を半減（平成34年度：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下）させることを目標に、本計画においては、おおむね5年後に、小学生は3%以下、中学生は12%以下、高校生は40%以下とすることを旨とする。



出典：『学校読書調査』（毎日新聞社・全国学校図書館協議会）

# 図書館の設置及び運営上の望ましい基準①

## 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第七條の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成十三年文部科学省告示第百三十二号)の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

平成24年12月19日

文部科学大臣 田中眞紀子

## 目次

### 第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

### 第二 公立図書館

#### 一 市町村立図書館

##### 1 管理運営

- (一) 基本的運営方針及び事業計画
- (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
- (三) 広報活動及び情報公開
- (四) 開館日時等
- (五) 図書館協議会
- (六) 施設・設備

##### 2 図書館資料

- (一) 図書館資料の収集等
- (二) 図書館資料の組織化

### 3 図書館サービス

- (一) 貸出サービス等
- (二) 情報サービス
- (三) 地域の課題に対応したサービス
- (四) 利用者に対応したサービス
- (五) 多様な学習機会の提供
- (六) ボランティア活動等の促進

### 4 職員

- (一) 職員の配置等
- (二) 職員の研修

## 二 都道府県立図書館

- 1 域内の図書館への支援
- 2 施設・設備
- 3 調査研究
- 4 図書館資料
- 5 職員
- 6 準用

## 第三 私立図書館

### 一 管理運営

- 1 運営の状況に関する点検及び評価等
- 2 広報活動及び情報公開
- 3 開館日時
- 4 施設・設備

### 二 図書館資料

### 三 図書館サービス

### 四 職員

# 図書館の設置及び運営上の望ましい基準②

## 第一 総則

### 一 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

### 二 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

### 三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）

は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他者に任せられる場合には、当該図書館の事業の継続かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

### 四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

### 五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

### 六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

## 第二 公立図書館

### 一 市町村立図書館

#### 1 管理運営

##### （一）基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスそ

# 図書館の設置及び運営上の望ましい基準③

の他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、二の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会〔法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。〕の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な発行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の採集・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対応相談室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に対応するよう努めるものとする。

# 図書館の設置及び運営上の望ましい基準④

## (二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレファレンスサービスの実施に努めるものとする。

## (三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

## (四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展

示会の実施、託児サービスの実施

- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

## (五) 多様な学習機会の提供

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と連携して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

## (六) ボランティア活動等の促進

- ① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場を提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

## 4 職員

### (一) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実に関

# 図書館の設置及び運営上の望ましい基準⑤

るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

## (二) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

## 二 都道府県立図書館

### 1 域内の図書館への支援

- ① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
  - ア 資料の紹介、提供に関すること
  - イ 情報サービスに関すること
  - ウ 図書館資料の保存に関すること
  - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
  - オ 図書館の職員の研修に関すること
  - カ その他図書館運営に関すること
- ② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

### 2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の六により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

### 3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の

利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

## 4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の六により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

## 5 職員

- ① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の六により準用する第二の一の4の(二)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

## 6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

## 第三 私立図書館

### 一 管理運営

#### 1 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な目標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に照し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
- ② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- ③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

#### 2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

# 図書館の設置及び運営上の望ましい基準⑥

## 3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

## 4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

## 二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

## 三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

## 四 職員

① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。